



平成27年5月13日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 パ ス ポ ー ト  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 野 純  
(コード番号 7577)  
問 合 せ 先 責 任 者 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長  
兼 総 合 企 画 部 長 久 保 田 勝 美  
TEL (03) 3494-4497

## 定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月21日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成28年5月26日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条および会社法第427条の定める取締役の責任免除制度に基づき、定款に第30条（取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条および会社法第427条の定める監査役の責任免除制度に基づき、定款に第42条（監査役の責任免除）の規定を新設をするものであります。
- (3) その他、上記の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年5月26日（木）  
定款変更の効力発生日 平成28年5月26日（木）

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第426第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第42条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>